

【騒音】規制地域の区域の区分等について

1 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (8:00~19:00)	朝夕 (6:00~8:00) (19:00~23:00)	夜間 (23:00~6:00)
第1種区域	50 dB	45 dB	45 dB
第2種区域	60 dB	50 dB	50 dB
第3種区域	65 dB	65 dB	55 dB
第4種区域	70 dB	70 dB	65 dB

*上記の値は、特定工場等の敷地境界における基準値

*第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

第1種区域・・・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

第2種区域・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第3種区域・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐賀空港周辺

第4種区域・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域

2 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る勧告基準

項目	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85 dB	
作業時間帯	19:00~7:00 でないこと	22:00~6:00 でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

*基準値は作業場所の敷地境界線における騒音の大きさ

*建設作業による騒音の場合、第1種区域、第2種区域及び第3種区域は全域、第4種区域のうち次に掲げる施設の境界線から80メートル以内の区域に規制されるものが第1号区域、それ以外の区域が第2号区域となる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 自動車騒音に係る要請限度

車線数	区域の区分	幹線道路以外の道路		幹線道路	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1車線	a区域	65dB	55dB	75dB	70dB
	b区域				
2車線以上	a区域	70dB	65dB		
	b区域	75dB	70dB		
1車線以上	c区域				

* 幹線道路とは、次に掲げる道路及び道路の区間をいう。

- (1) 道路法に適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上の区間）
- (2) 道路運送法に規定される一般自動車道であって都市計画法に規定される自動車専用道路

* a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

- a区域・・・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b区域・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域
- c区域・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺